

局長
次長
局長
会長

事務連絡
平成 23 年 8 月 1 日

建設業団体の長 殿

青森労働局長

東日本大震災に伴う復旧・復興工事の実施に当たっての
労働者派遣法の遵守について

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃よりご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年3月11日に発生した東日本大震災に伴う復旧・復興工事にご尽力いただいているところでありますが、建設業務については、労働者派遣事業が禁止されているにもかかわらず、労働者派遣が行われている事案が生じております。

このことを踏まえ、厚生労働省において中央の建設業 11 団体に対し、被災地での復旧・復興工事の実施に当たって、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)の遵守を要請いたしました。

つきましては、貴団体の会員企業に対し、労働者派遣法及び労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)の規定に基づき、建設業務など適用除外業務についての労働者派遣や無許可・無届出での労働者派遣、偽装請負など、違法な労働者派遣が行われることが無いよう、周知啓発していただきますようお願い申し上げます。

参考として、厚生労働省において報道機関に発表した資料を送付いたしますので、ご活用願います。

【担当】

青森労働局職業安定部 職業安定課
需給調整事業室長 檜山 康博
☎017-721-2000

以上



平成 23 年 7 月 25 日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部
需給調整事業課

課 長 鈴木 英二郎

派遣・請負労働企画官 増田 嗣郎

課長補佐 大塚 弘満

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5747、5312)

(直通電話) 03(3502)5227

報道関係者 各位

東日本大震災に伴う復旧・復興工事の実施に当たって 建設業団体に労働者派遣法の遵守を要請

被災地においては東日本大震災に伴う復旧・復興工事が実施されているところですが、建設業務については、労働者派遣事業が禁止されているにもかかわらず、労働者派遣が行われている事案が生じています。

このことを踏まえ、建設業団体計 11 団体に対し、被災地での復旧・復興工事の実施に当たって、労働者派遣法の遵守を図るための要請を行うこととします。具体的に周知啓発していただきたい内容は以下のとおりです。

(要請書は、別添 1 参照。要請先の一覧は、別添 2 参照。)

① 建設業務については、労働者派遣事業を行ってはいけません。また、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、建設業務など禁止業務に派遣労働者を従事させてはいけません。

② 無許可・無届出で労働者派遣事業を行ってはいけません。また、労働者派遣の役務の提供を受ける者は、無許可・無届出で労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはいけません。

労働者派遣事業の許可・届出事業者の一覧については、

「人材サービス総合サイト」 (<http://jinzai-sougou.go.jp>) を参照ください。

③ 建設業務については、請負の形態により業務を処理できます。しかし、発注者が請負労働者に指揮命令をすれば、偽装請負として、違法な労働者派遣に当たることがあります。

労働者派遣と請負との区分については、

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（要請書の別紙 2）」や

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）に関する疑義応答集（※）」を参照ください。

※ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/haken-shoukai03.pdf>

(別添1)

平成23年7月25日

(建設業団体)の長 殿

東日本大震災に伴う復旧・復興工事の実施に当たっての 労働者派遣法の遵守に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

被災地においては、東日本大震災に伴う復旧・復興工事が実施されているところですが、この度、建設業務については、労働者派遣事業が禁止されているにもかかわらず、労働者派遣が行われている事案が生じております。

これは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（別添1）に違反するものです。

貴団体におかれましては、全国の会員企業に対し、被災地での復旧・復興工事の実施に当たっての、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の遵守に向けて、下記の点につき、改めて周知啓発していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

一、土木、建設その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備に係る業務である建設業務については、労働者派遣事業を行うことはできません（労働者派遣法第4条第1項第2号）。

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、建設業務など労働者派遣事業が禁止されている業務に派遣労働者を従事させてはなりません（労働者派遣法第4条第3項）。

二、一般労働者派遣事業の許可を受けずに、又は特定労働者派遣事業の届出をせずに、労働者派遣事業を行うことはできません（労働者派遣法第5条第1項及び第16条第1項）。

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、無許可・無届出で労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはなりません（労働者派遣法第24条の2）。

労働者派遣事業の許可・届出事業者の一覧については、「人材サービス総合サイト」（<http://jinzai-sougou.go.jp>）において確認できます。

三、建設業務については、外部の労働力を利用する場合には、請負により業務を処理することができます。しかし、請負の形態で行う場合には、発注者が請負労働者に指揮命令をすれば、偽装請負として、違法な労働者派遣に当たることがあるので、そのようなことが行われぬよう十分に注意してください。

労働者派遣と請負との区分については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）の規定（別添2）及び「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）に関する疑義応答集」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/haken-shoukai03.pdf>)を確認してください。

厚生労働省 職業安定局長

森 山 寛